

事務連絡
令和4年1月17日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について

火葬行政関連業務につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

他方で、最近のオミクロン株の流行を踏まえ、内閣官房からは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に則り、業務継続計画の着実な実行を求められているところです。

上記基本的対処方針三(10)3)④では、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。」とされており、火葬場も当該不可欠な業務を行う事業者と位置付けられているところ、業務継続計画を点検願います。

併せて、更なるオミクロン株の流行があった場合にも事業の継続を図ることができるように、広域的な対応や、災害時に職員が不足した場合の対応に準じた対応等の検討をお願いいたします。